

【新築認定長期優良住宅特例に係る申告見直しの効果等に関する調査】

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）により地方税法附則第15条の7第4項が新設され、認定長期優良住宅であるマンションに対する固定資産税の減額措置については、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、管理者等から必要書類の提出があり、当該マンションが認定長期優良住宅に該当すると認められるときは、特例の適用が可能となることとされました（令和6年4月1日施行。）減税措置に係る申告手続きの見直し（以下、「減税申告手続きの見直し」という。）による効果等について、以下のアンケートよりご回答いただきますようお願い申し上げます。

ご所属の団体名及び会社名、組合名、資格等をご記入ください。

（例：〇〇協会、〇〇会社）

問1. 減税申告手続きの見直しを受けて、ご回答者様が属する管理組合等における対応について、あてはまるものを選択してください。

【回答】

1. 各区分所有者にて減税申告手続きをしてもらうようにしている
2. 管理組合の管理者等が必要書類を提出するようにしている
3. その他（以下にご記入ください）

問2. ①管理組合の管理者等が特例措置の適用にあたり必要な書類を提出している場合、区分所有者に対して、固定資産税の特例が適用されることを案内・周知していますか。

②また、新築された年から2年目以降に所有を開始した場合や、売買・相続があった場合など、長期優良認定をうけた区分住宅の所有者が変更となった際に、当措置について新たな所有者へ案内をしていますか。

【回答①】

1. 特にしていない
2. 区分所有者へ案内・周知をしている

【回答②】

1. 特にしていない
2. 区分所有者へ案内・周知をしている

問3. 減税申告手続きの見直しが行われた現在においても、同じマンション内に申告済みの所有者・未申告の所有者がおり、減額措置の適用に差が生じているケースはありますか。
また、各所有者からそのような問合せを受けることはありますか。

【回答】

- ・令和6年度以降における状況
(適用に差が生じている ・ 生じていない ・ 住棟全体の適用状況を把握していない)
- ・問合せを受けたことが (ある ・ ない)

問4. 管理組合等のマンション管理者を中心として、所有者や住民と固定資産税の減額措置や長期優良住宅の認定・維持管理計画の進捗など、市区町村への届出や報告を要する制度について、管理者（管理組合）と所有者が相互に情報共有する機会がありますか。ある場合は、どの程度の頻度で機会を設けていますか。

【回答】

1. 特に設けていない
2. 情報共有をしている（総会など多くの所有者が参加する場面等において）
3. 情報共有をしている（チラシ、回覧版・掲示板、電話・メール等）
4. 情報共有をしている（その他。以下にご記入ください）

問5. 減税申告手続きの見直しによる効果やメリットはありますか。効果やメリットがある場合は、具体的に記載してください。

【回答】

1. 減税申告手続きの見直しによる効果やメリットがない
2. 減税申告手続きの見直しによる効果やメリットがある（以下にご記入ください）

問6. 減税申告手続きの見直しによって、新たな業務負担や課題は生じていますか。生じている場合は、新たに生じた業務や課題を具体的に記載してください。

【回答】

1. 新たな業務負担や課題は生じていない
2. 新たな業務負担や課題が生じている（以下にご記入ください）

--

問7. 全体を通して、ご意見等ございましたらご教示ください。

【回答】

--